

弥富市告示第 142 号

令和 8 年 9 月 2 日付市告示第 138 号により告示した弥富市地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに弥富市に意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 16 日

弥富市長 安 藤 正 明

1 縦覧期間

自 令和 8 年 9 月 16 日

至 令和 8 年 9 月 30 日

2 縦覧場所

弥富市建設部産業振興課 弥富市前ヶ須町南本田 3 3 5 番地

3 意見書の提出方法等

- (1) 意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の利害関係人とする。
- (2) 意見書の提出期限は、令和 8 年 9 月 30 日（水）とする。
- (3) 意見書により直接持参、郵送、電子メール、ファクシミリにて提出してください。
- (4) 意見書には住所、氏名及び意見内容を明記してください。なお、受付時間は、月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 4 時までとします。
- (5) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ、結果を公告することとする。

変更理由書

(1) 弥富市地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）は、令和 8 年 9 月 2 日に変更されたが、今回、農村地域の環境保全及び有効な土地利用のための農家住宅等をはじめ、経済事情の変動その他情勢の推移に適切に対応する必要があると判断されることから、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更を行うものである。

(2) 地域計画の変更理由

地域計画区域からの除外

9月受付分

N0	所在	地番	変更内容
73	稲元一丁目	62 番	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
74	稲元一丁目	63 番	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
75	鎌島七丁目	35 番 4	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
76	鰺浦町車新田	152 番 1	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
77	鰺浦町車新田	154 番 1	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
78	鰺浦町車新田	155 番 1	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
79	鰺浦町車新田	156 番 1	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
80	鰺浦町車新田	175 番	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
81	森津五丁目	26 番 1	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
82	海屋一丁目	195 番 3	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
83	海屋一丁目	197 番 1	999.00 m ² の内 247.70 m ² 農地転用のため、地域計画の区域からの除外
84	海屋一丁目	198 番	667.00 m ² の内 155.60 m ² 農地転用のため、地域計画の区域からの除外
85	又八三丁目	16 番 2	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
86	又八三丁目	16 番 6	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
87	又八三丁目	16 番 7	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
88	芝井十一丁目	52 番 1	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
89	五斗山三丁目	79 番 3	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
90	荷之上町川田	124 番	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
91	荷之上町本田屋敷	1190 番	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
92	鰺浦町下本田	31 番 9	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
93	稲元十五丁目	28 番	農地転用のため、地域計画の区域からの除外